

クレーム解釈 [3]

弁護士 井上 義隆

「微粒子」の粒子径とは？

はじめに

今回は、「微粒子」というクレーム文言の解釈が、大阪地裁と知財高裁で判断が分かれた事件（知財高裁令和2年5月27日判決・平成30年（ネ）第10016号損害賠償請求控訴事件、原審・大阪地方裁判所平成27年（ワ）12965号損害賠償請求事件）をご紹介します。

本事件は、発明の名称を「液体を微粒子に噴射する方法とノズル」とする特許権（特許第2797080号）を有する原告が、被告製品の製造販売が特許権侵害に当たると主張し、損害賠償を求めた事件です。

本事件では、特許請求の範囲に記載された「微粒子」というクレーム文言の解釈が主要な争点となり、大阪地裁（原審）は、「微粒子」について粒子径を「10 μ m以下」のものに限定するという解釈を採用することによって、原告（特許権者）の請求を棄却したのに対し、知財高裁（控訴審）は、粒子径による限定を認めず、原判決を変更して原告の請求を認容しました。

「液体を微粒子に噴射する方法とノズル」事件

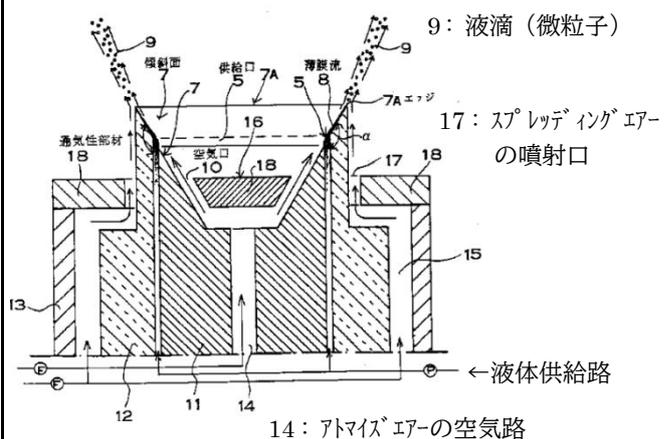
本件発明

本件発明（特許第2797080号の請求項4に記載された発明）は次のとおり分説されます。

- ア 液体を流動させて薄膜流とする傾斜面を有し、この傾斜面を流動する液体の薄膜流を空気中に微粒子として噴射するノズルにおいて、
- イ 傾斜面を液体の流動方向に平滑な面とすると共に、
- ウ この傾斜面に加圧空気を噴射して、傾斜面に接触しながら、しかも、傾斜面と平行に一定の

- 方向に高速流動する空気流をつくる空気口と、
- エ 空気流を高速流動させている傾斜面の途中に、空気流の流動方向に交差するように液体を供給する供給口とを備え、
- オ 供給口から傾斜面に供給された液体を、高速流動する空気流で平滑面に押し付けて薄く引き伸ばして薄膜流とし、薄膜流を空気流で空気中に微粒子として噴射することを特徴とする
- カ 液体を微粒子に噴射するノズル。

【図5】



本発明の実施例（ノズル）

大阪地裁判決における「微粒子」の解釈

大阪地裁は、「微粒子」の解釈（「10 μ m以下」に限定）に関して、次のとおり判示しました。

以上のとおり、本件明細書においては、まず、従来技術において、粒子径を10 μ m以下の微粒子に噴射できるノズルは、極めて詰まりやすいという欠点があることを指摘した上で、本件発明はその詰まりやすいという課題を解決することを目的とするものであることを説明し、さらに、課題解決手段の項でノズル試作段階の結果に触れ、いったん粒子径を5 μ mとする微粒子が得られるノズルの試作に「成功」したが、同ノズルは、調整を

誤ると粒子径が20ないし30 μm と急激に大きくなってしまふ「欠点」があるので、さらなる試行錯誤の中で、10 μm 以下の微粒子が得られるノズルを製作し、最終的にはそのノズルの問題点を解決したとしている。

そして、試作したノズルにおいて、1分間に1000gの液体を噴射すれば、粒子径を10 μm 以下の微粒子の液滴を噴射することに「成功」することを説明している。

これらの本件明細書の記載からすると、本件発明は、単に、ある程度粒径の小さな粒子が噴射されれば足りるというのではなく、液体を「極めて小さい微粒子」に噴射できることが重要な目的のひとつとして挙げられている（【0008】）ように、噴射される「微粒子」の大きさが極めて重要な意味を有するものであることから、本件発明において生成されるべき「微粒子」の粒径の範囲は特定されているものと解するのが相当である。

そして、前記各記載においては、10 μm 以下の微粒子の噴射を「成功」、20ないし30 μm の微粒子の噴射を「欠点」と位置づけており、また、本件発明は、もともと、従来技術によった場合の粒子径10 μm 以下の微粒子に噴射できるノズルにおける欠点を解決することを目的としたものであるとしていることも踏まえると、本件発明において噴射されるべき「微粒子」は、粒子径10 μm 以下のものとして設定されており…

知財高裁判決における「微粒子」の解釈

これに対して知財高裁は、次のとおり判示し、「微粒子」は粒子径「10 μm 以下」のものに限定して解釈すべき理由はないとしました。

本件発明4の特許請求の範囲（請求項4）には、「微粒子」の粒子径を特定の数値範囲のものに限定する記載はない。

次に、本件明細書には…との記載があるが、これらの記載から、本件発明4の「微粒子」の粒子径を「10 μm 以下」に限定する趣旨を読み取ることはできず、また、本件明細書には、本件発明4の「微粒子」の粒子径を「微粒子」の粒子径を特定の数値範囲のものに限定する記載はない。

さらに、…上記記載中[注：出願の審査過程において提出した意見書]には、「液体を、10 μm 以下の極めて小さい微粒子として、安定して噴射することが可能です。」との記載があるが、上記記載全体として読めば、「本発明は、「平滑面を極めて速い速度で高速流動する空気流で、液体を薄く引き伸ばして微粒子にして噴射する」構成により、液体を微粒子として安定して噴霧であることを説明したものであって、「本発明」が「10 μm 以下」の粒子径の微粒子を噴射することに格別の作用効果があることを述べたものではない。

以上によれば、構成要件オの「微粒子」とは、小さな粒子径の粒子を意味するものであって、粒子径の数値範

囲に限定はなく、「10 μm 以下」の粒子径のものに限定されるものでもない。

考察

特許請求の範囲の記載には「微粒子」の粒子径を限定する規定はなく、また、本件明細書に記載された解決課題は、従来技術ではノズル先端が詰まらないように噴射する液体が限定されていたこと（付着性のない液体に限定）、また、小さい液滴の実現にはノズルからの噴霧量が限定されていたこと等であり、粒子径「10 μm 以下」の「微粒子」を噴射することができるノズルの提供を解決課題とするとは記載されておりません。更に、粒子径「10 μm 以下」の「微粒子」を噴射できること自体をもって本件発明の効果であるとも記載されておりません。

したがって、「微粒子」の解釈としては、粒子径で限定を付さない知財高裁の解釈が適切であると思います。

なお、「微粒子」の解釈に粒子径による限定を付すべきとした大阪地裁判決は、本件明細書に記載された上記従来技術の問題点ではなく、これを解決するために発明者が試みたとされる「試作機」に関する記載（「5 μm 以下」の微粒子を得ることに「成功」、もともと、供給口の調整が難しく、これにずれが生じると粒子径が20～30 μm に急増してしまう。別構造によって「10 μm 以下」の微粒子が得られたが、製作が難しい。）を重視したと思われます。

つまり、この「試作機」に関する記載から、大阪地裁は粒子径「20～30 μm 」の「微粒子」を噴射するようなノズルでは本件発明の効果を奏しているとはいえないという評価を行ったものと推察されます。

しかし、この「試作機」に関する記載は、調整や製作の困難さという構造上の問題を説明するための記載にすぎず、本件発明の「微粒子」の粒子径を限定するという趣旨まで読み込むことは相当ではないと思います。

最後に

本件は、本件明細書において従来技術の問題点を解決課題として挙げるだけでなく、さらにその課題を解決するための「試作機」に関する記載も含まれており、この「試作機」に関する記載がクレーム解釈における限定の根拠とされたという特殊な事案であります。

課題解決の過程で検討された「試作機」に関する問題点を記載すること自体は、本件発明の成り立ちを理解する上で役立つと思われませんが、この記載によって、原審において請求が棄却されるという不利な

結果を招いたといえます。

特許権侵害訴訟においては、特許請求の範囲に記載されていない事項であっても、明細書中の記載を根拠として、クレーム解釈で取り込まれ、これを満たさないとして請求が棄却されるリスクがあります。

本件は、明細書中の記載が訴訟において不利な解釈に繋がることを示す好例であり、明細書作成時には、その記載がクレーム解釈に与える影響を見極めたいうで、記載の必要性や意義を慎重に検討すべきことを再認識させる事案といえるでしょう。



KSI パートナーズ法律特許事務所

〒150-0031

東京都渋谷区板丘町22-14 N.E.Sビル5棟4階

TEL: 03-6455-3679

E-MAIL: patent@ksilawpat.jp



ksilawpat.jp